

別添 2 基準緩和項目及び条件又は制限（第 6、7 及び第 11 関係）

対象 (数字番号)	基準緩和項目	条件又は制限 (数字番号)
全ての超小型モビリティ	/	<ol style="list-style-type: none"> 1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) 2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093) 3 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148) 4 高速自動車国道等を運行しないこと。(077) 5 運行の実施体制を遵守すること。(別添1の類別の3全てに関するもの) 6 自動車の前面及び後面には、施行規則第19号様式による標識を表示すること。 7 乗車定員二人以下の自動車(ただし、運転者席以外の座席に年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下の自動車)であること。 8 電気自動車等は、保安基準第43条の7に規定する車両接近通報装置又は「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて(平成22年1月29日付け国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。
第5第2項を適用する超小型モビリティ		運行に当たっては、使用者特定証明書を携帯すること。
原動機及び動力伝達装置(101) 【2重アクセルリターンズプリング関係】	保安基準第8条第3項(解除装置の数に関する部分に限る。)	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
走行装置(102) 【軽合金製ディスクホイール関係】	細目告示第89条第3項、第167条第3項	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 細目告示別添2「Ⅱ二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準(4.1.(1)を除く。)の規定に適合すること。
操縦装置(113) 【協定規則第121号の技術的な要件】	細目告示第90条第2項及び第168条第2項	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
かじ取り装置(114) 【協定規則第79号の技術的な要件】	細目告示第91条第2項	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 細目告示第91条第3項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
施錠装置等(103) 【イモビライザ関係】	細目告示第92条第3項	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
制動装置(104) 【協定規則第13号並びに協定規則第13H号、協定規則第139号及び協定規則第140号の技術的な要件関係】	細目告示第93条第2項及び第3項並びに第171条第2項及び第3項	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第826号)による改正前の細目告示第93条第2項(第2項各号列記以外の部分、第9号及び第12号を除く。)、第3項(第3項各号列記以外の部分、第2号(第2項第4号

		<p>から第6号まで及び第9号の基準に係る部分に限る。) 、第4号、第7号を除く。) 並びに第171条第2項(第9号及び第12号を除く。) 、第3項(第2号(第2項第4号から第6号まで及び第9号の基準に係る部分に限る。) 、第4号及び第7号を除く。) の基準に適合し、以下の各号に規定されたいずれかの基準に適合すること</p> <p>(1) 細目告示第93条第4項に規定する二輪自動車の基準</p> <p>(2) 欧州連合指令93/14EECの技術的な要件</p> <p>(3) 細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」</p> <p>(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成22年国土交通省告示第1460号)による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」</p>
電気装置(115) 【高電圧からの乗車人員の保護関係】	細目告示第99条第3項第1号ル及び第2号ヌ並びに第4項各号列記以外の部分	作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部には人体の接触に対する適当な保護が施されていること。
車枠及び車体(105) 【側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第100条第13項	自動車の側面(運手者席又はこれと並列の座席付近)に衝撃緩和部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
車枠及び車体(105) 【ボール側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第100条第16項	自動車の側面(運転者席又はこれと並列の座席付近)に衝撃緩和部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
乗車装置(106)	保安基準第20条第4項(難燃性関係)	
	保安基準第20条第5項(インストルメントパネル衝撃吸収関係)	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
	保安基準第20条第6項(サンバイザ関係)	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
座席(021、022) 【座席空間、寸法、取付及びシート後面の衝撃吸収関係】	保安基準第22条第1項、第2項、第3項、第4項	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
座席ベルト(023)	保安基準第22条の3第1項、第3項(ベルト装備及び要件関係)	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
	保安基準第22条の3第2項及び第5項(座席ベルト取付及び警告関係)	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
頭部後傾抑止装置等(025)	保安基準第22条の4	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。

		上記以外の自動車であって、運行速度が30キロメートル毎時を超え、60キロメートル毎時以下で運行する自動車に備える頭部後傾抑止装置にあつては、細目告示第109条第1項に規定する別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の緩和に限る。
年少者用補助乗車装置(112) 【ISOFIX】	保安基準第22条の5第1項	
乗降口(026) 【とびら及びとびらの開放関係】	保安基準第25条第3項及び第4項	
窓ガラス(027) 【窓ガラスの強度等】	・保安基準第29条第2項 ・細目告示第117条第1項	
前照灯(109) 【取付個数関係】	細目告示第120条第3項第1号、第7項第1号及び第198条第3項第1号、第7項第1号	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
車幅灯(030) 【取付位置関係】	細目告示第123条第1項第3号及び第201条第1項第3号	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
尾灯(034) 【取付個数関係】	保安基準第37条第1項 細目告示第128条第1項第3号及び第206条第1項第3号	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
後部反射器(036) 【取付位置関係】	細目告示第132条第3項第3号及び第210条第3項第3号	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
制動灯(037) 【取付個数関係】	・保安基準第39条第1項 ・細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
補助制動灯(110) 【装備要件等】	・保安基準第39条の2第1項 ・細目告示第135条第1項第2号及び第213条第1項第2号	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
後退灯(038) 【装備要件等】	保安基準第40条第1項	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 自動車を後退させるための構造を有していないこと。
窓ふき器等 【サンバイザー】	保安基準第45条第3項	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
方向指示器(039) 【側面方向指示器の装備要件等】	細目告示第137条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号及び第215条第1項第1号第1	1 自動車の長さは、2.50メートル以下であること。 2 自動車の幅は、1.30メートル以下であること。 3 左の各条項に規定する二輪自動車の基準に

	表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3	適合すること。
車両接近通報装置(116)	保安基準第43条の7	電気自動車等は、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて(平成22年1月29日付け国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。
窓ふき器等(048) 【デフロスタ】	保安基準第45条第2項	自動車製作者から曇る蓋然性が低いことを証明するデータを提出すること。
速度計等(117) 【走行距離計】	細目告示第148条第3項第2号及び第226条第3項第2号	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
その他の項目		その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

備考

- (1) 高速自動車国道等とは、道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法(昭和32年法律79号)第4条1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。
- (2) 施行規則とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令74号)をいう。
- (3) 細目告示とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)をいう。
- (4) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」(平成16年国土交通省告示第1600号)第1条第8号及び第9号に規定する数字番号であり、参考として付記する(以下、別添3において同じ。)
- (5) その他、別添2の表に掲げる条件又は制限で付されているもののほか、超小型モビリティの運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備を推奨することとする。